

## 令和3年度 尼崎市グループホーム等新規開設サポート事業補助金について

市内にグループホーム及び短期入所事業所（以下「グループホーム等」という。）を新たに開設（増床を含む。）する事業者に対して、当該グループホーム等の開設に要する経費の一部を補助します。

### 1 補助事業の概要

#### (1) 補助対象要件

本市内において、定員4人以上のグループホーム等を新たに開設（若しくは定員4人以上を増床）する事業者

※ 既存施設の改修・移設等は対象外となりますが、ユニット等の増設については、定員4人以上の増床であれば、補助の対象となります。ただし、同一事業者における増床による申請は、当該年度1回限りとします。

※ 本市からグループホーム等の事業所指定等を受け、**令和3年4月2日から令和4年4月1日までの間に開設**すること。ただし、法人指導課で事業所指定等にあたっての相談を行い、指定等の見込みとなった者についても補助の対象となります。

#### (2) 補助対象経費

対象経費	内容	補助対象となる例
①備品購入費	グループホーム等の利用者が共同で使用すると認められる備品の購入に要する経費（通常要する取り付け設置費を含む。）ただし、利用者が居室等で個人的に使用する物品は除く。	テレビ、ラジオ、冷蔵庫、冷暖房器具（エアコンを含む。）、掃除機、テーブル、イス、ガスコンロ（IHクッキングヒーターを含む。）、電子ジャー、湯沸かし器、湯沸かしポット、電子レンジ、オーブン（トースターを含む。）、照明器具、食器棚、食器、調理器具、洗濯機、乾燥機、電話機、FAX、ビデオ
②住居等の借上げ経費	グループホーム等を開設するために必要となるアパートや一般住宅等の借上げ等に要する初期経費 ただし、保証金的性格の預け金を除く。 ・保証金的性格の預け金とは、賃貸借期間の終了に伴い、補修分を差し引くなどして返金されるものをいう。 ・契約書に「敷引きの金額」等、返金されないことが明記してあるものについては対象とする。	敷金、礼金、仲介手数料
③消防設備の整備経費	消防設備の整備に要する経費	自動火災報知設備、消防機関への通報装置、スプリンクラー設備

※ 補助対象になるかどうか疑義がある場合は、障害福祉課までお問い合わせください。

### (3) 補助金の交付額

補助金の交付額は、1のグループホーム等につき、下記の経費ごとの基準額と実支出額のいずれか低い額を2で除して得られた金額の合計額（ただし、千円未満の端数は切り捨て）

対象経費		基準額	補助率	補助交付上限額
①備品購入費		270,000円	2分の1	135,000円
②住居等の借上げ経費（定員1人あたり）		70,000円		35,000円
③消防設備の整備経費	延床面積が300㎡以下の場合	500,000円		250,000円
	延床面積が300㎡を超える場合	1,500,000円		750,000円

※ 補助金の交付については、今年度の予算額が限度となるため、交付申請する事業者が多数の場合、補助金の交付額が減額又は不交付となる可能性もあります。

## 2 申請受付期限

令和4年2月15日（火曜日）まで

## 3 申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・補助金所要額調書（参考様式）
- ・実施計画書（参考様式）
- ・収支予算書（参考様式）
- ・工事費・備品購入費等の見積書（消防設備の整備経費にかかるものについては、二者見積が必要）
- ・対象事業にかかる金額が確認できる書類

※ その他事業の実施を確認するため、別途必要書類の提出をお願いする場合があります。

## 4 申請方法

「6 書類の提出先及び問い合わせ先」に記載する窓口へ書類を持参していただき、申請してください。郵送による受付は行っていません。

## 5 その他

### (1) 補助金交付までの流れ

添付1の「補助金交付までの流れ（フロー図）」をご確認ください。申請にあたり、フロー図のとおり手続きされない場合、補助金を交付することはできませんので、あらかじめご注意ください。

### (2) 申請にあたっての注意事項

添付2の「申請にあたっての注意事項」をご確認ください。

## 6 書類の提出先及び問い合わせ先

担当課；尼崎市役所 障害福祉課

郵便番号及び住所；〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号（本庁舎南館1階）

電話番号；06-6489-6397、ファックス；06-6489-6351

受付時間；土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時

※ あらかじめ、ご来庁の予定日時等についてお伺いさせていただきます。

## 7 添付書類

- (1) 補助金交付までの流れ（フロー図）（添付1）
- (2) 申請にあたっての注意事項（添付2）
- (3) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (4) 収支予算書（参考資料）
- (5) 実施計画書（参考資料）
- (6) 補助金所要額調書（参考様式）
- (7) 尼崎市障害者グループホーム等新規開設サポート事業補助金交付要綱

※ 補助事業の概要や申請書等の様式は、市ホームページにも掲載しています。

以 上